

# 守ろう交通ルール 減らそう交通事故



## 秋の交通安全 県民総ぐるみ 運動を実施します

○栃木県重点  
・子どもや高齢者に優しい  
3S運動の推進

子どもや高齢者の運動特性や電動車いすの性能に対する理解を深めると共に3S運動の実行に努め、特に通学路や病院、高齢者施設の周辺では3S運動を徹底しましょう。

栃木県では、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざす活動を交通安全県民運動として、計画的かつ効果的に推進しています。

各季に実施する運動のひとつ

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」が次の内容で実施されます。

▼期間

9月21日(木)から30日(土)

までの10日間

▼運動の重点

・子供と高齢者の安全な通行の確

保と高齢運転者の交通事故防止

・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転

車乗用中の交通事故防止

・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
・飲酒運転の根絶



高齢者マークを表示している車両に対する「思いやりのある運転」の励行に努めましょう。

子どもや高齢者等の交通弱者への配慮に努め、「人優先」の交通安全意識を持ちましょう。  
※3S運動とは、SEE（見る・発見する）・SLOW（減速する）・STOP（止まる）の頭文字で、運転者や自転車利用者に対して呼びかけ、運転者自身の交通安全意識を高めていく運動です。

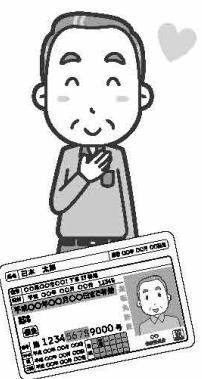
公共交通機関の利用促進と高齢者の運転による交通事故減少を目的として、運転免許証を自主返納した方に、町内の公共交通機関で利用できる回数券を交付しています。

▼支援対象者 町の住民基本台帳に登録されている方のうち、65歳以上の方であって、運転免許証を自主返納し、返納した日から1年を経過していない方

※自主返納とは、本人が自らの意思で運転免許証を有効期限内に返納することをいいます。免許の更新をしなかつたことによる失効は対象となりません。

▼支援内容 次の回数券のうち、自由な組み合わせにより15,000円以内で交付します。なお、交付は1人1回限りです。

・デマンド型乗合交通（※）  
■主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会



### 公共交通機関の 回数券を支給します

- 受付場所  
・路線バス  
・福祉タクシー
- 申請および交付の方法  
・申請に必要なもの  
（回数券は、後日、自宅に郵送します。）  
・免許証返納時に栃木県公安委員会から発行される「運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し

※デマンド型乗合交通の利用方法が10月から変更になります。詳しくは10ページをご覧ください。

・印鑑  
・印鑑

※デマンド型乗合交通の利用方法が10月から変更になります。詳しく述べます。



町内を走るデマンド型乗合交通

■問合せ 総務課防災交通係  
☎ 0287-6902